

大阪府環境保全活動補助金事業について

1. 平成26年7月 第2回部会における検討

(1) 事務局からの説明

検討課題を下記のとおり整理し提示した。

【補助対象事業の内容について】

- ・どのような環境保全活動を支援すべきか。これまでは自主的な環境保全活動を促進するため、事業のスタートアップを補助してきた。
- ・スタートアップ型と継続型に区分を設けるべきか。

【補助期間・回数の制限について】

- ・交付団体に対する一定の制限を設けるべきか。これまでは「3年間もしくは3回」を限度としていた。

【審査基準について】

- ・補助期間・回数の制限の有無に関わらず、事業効果を適切に検証できる審査基準について、その内容はどうか。
- ・初回の申請及びそれ以降の申請に対して、それぞれに審査項目及び基準を分けるべきか。その内容はどうか。(スタートアップ型と継続型に区分するとした場合はどうか。)
- ・同一団体が新たな事業で申請してきた場合の取扱いはいかにすべきか。

(2) 委員意見

○交付団体の制限について

- ・補助金の交付決定後、補助金の使われ方とその効果を適切に検証することが必要。
- ・同一団体に対する補助の条件を取り払った場合、申請に慣れた団体が同じ事業を別の取り組みのような形で継続していく危険性を感じる。

○継続申請の取り扱いについて

- ・継続申請に対する審査では過年度の事業の効果検証を審査項目に入れる仕組みが必要。
- ・継続申請の場合、過年度の事業成果報告書が申請書類のひとつとして必要で、それが審査の対象となる必要がある。
- ・過年度の事業に対する団体による自己評価の項目が必要。
- ・申請書に団体の実績を書く欄が必要。
- ・団体による成果発表が必要。(ポスター発表、プレゼンテーション(例えば3年もしくは3回継続したもの)等)

○審査基準について

- ・ 「事業内容の先進性」について、補助事業創設当時は意味があったのだろうが、現状は非常に点数がつけにくい。
- ・ 「事業手法の適切性」について、経費の妥当性は評価できるが、適切かつ効果的な手法がイメージしづらい。

○ 補助対象経費について

- ・ 自団体内で還流していないか。

2. 改定案

○ 今後の環境保全活動補助金事業について

(現状)

- ・ 当事業は「団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動に対し補助する」ことを趣旨としている。
- ・ 団体が活動する上で課題となっている資金面の問題について、スタートアップの補助を目的として補助金事業を行うため、「同一の団体に対する補助は、3年間もしくは3回を限度」としてきた。
- ・ 事業開始から16年が経過し、新規の団体に加え、前年度申請を行った団体が事業内容を発展させた上で、翌年度も継続して申請する例が多く見られるようになってきた。



(改定案)

- ・ 「団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動に対し補助する」という当事業の趣旨は保ち、申請団体・申請事業の新規性・先進性を基本としつつも、実状に添って府民の要望に応えられるよう、当事業の運用を改める。
- ・ 一方で、同一団体に対し長年にわたり補助金を交付し続けることは、様々な団体に公平に補助金を交付するという補助金事業の趣旨にそぐわず、同一団体に対する補助金の交付を制限する仕組みが必要であると考えます。

例)

*事業効果を検証した上で、同一団体に対する交付回数の制限を3回から5回に引き上げる。

*補助金の交付回数が3回に達した団体に対し、一定期間補助金の申請を制限する。等

- ・ 継続申請について、補助事業の効果を適切に検証し審査に反映させる必要があり、委員意見を踏まえ、審査基準および申請様式を以下のとおり変更する。

○ 審査基準の見直し

【現行】

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
②事業内容の先進性	・他の模範となるような先進性が認められるか	5
③事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
④事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、適切かつ効果的な手法が認められるか	5
評価点合計		20

評価点の下限値（評価点合計の平均値10点）を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。

【改定案1】:「事業内容の先進性」を加点項目に変更

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
②事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
③事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、 <u>計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか</u> ・ <u>過去に補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか</u>	5
小計		<u>15</u>
④加点項目	・ <u>上記以外に、他の模範となるような先進性など、特筆すべき内容があるか</u>	5
評価点合計		20

評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。(評価点小計の平均値が8点に満たないものは不採択)

① 「事業内容の先進性」を加点項目に変更

本補助事業開始から16年が経過し、民間等が実施する環境保全活動内容はさまざまな分野に及んできたことから、新規性・先進性を基本とするものの発展性もあわせて、幅広い活動を補助するため、「事業内容の先進性」を加点項目に変更する。

② 「事業手法の適切性」の評価基準について、具体的に記載及び過去の補助事業の評価の追加

- ・ 「事業手法の適切性」の評価の基準をより具体的にするため、「計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか」に変更
- ・ 過去に補助した事業の評価を審査に加えるため、「事業手法の適切性」の評価の基準に「過去に補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか」を追加し、過去に補助した事業がある団体の申請に対する審査に適用する。

③ 評価点の下限値の変更

採択の判断をする評価点の下限値を「評価点合計の平均値10点」から「評価点小計の平均値8点」に変更する。

【改定案2】：「事業内容の発展性」の追加

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
②事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
③事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、 <u>計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか</u> ・ <u>過去に補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか</u>	5
④事業内容の発展性	・ <u>活動の成果が補助終了後も継続していく発展性が認められるか</u>	<u>5</u>
小計		<u>20</u>
⑤加点項目	・ <u>上記以外に、他の模範となるような先進性など、特筆すべき内容があるか</u>	<u>5</u>
評価点合計		<u>25</u>

評価点の下限値（評価点合計の平均値10点）を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。

① 「事業内容の先進性」を加点項目に変更

本補助事業開始から16年が経過し、民間等が実施する環境保全活動内容はさまざまな分野に及んできたことから、新規性・先進性を基本とするものの発展性もあわせて幅広い活動を補助するため、「事業内容の先進性」を加点項目に変更する。

② 「事業手法の適切性」の評価基準について、具体的に記載及び過去の補助事業の評価の追加

- ・ 「事業手法の適切性」の評価の基準をより具体的にするため、「計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか」に変更
- ・ 過去に補助した事業の評価を審査に加えるため、「事業手法の適切性」の評価の基準に「過去に補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか」を追加し、過去に補助した事業がある団体の申請に対する審査に適用する。

③ 審査項目「事業内容の発展性」の追加

補助終了後も活動の成果が継続していく発展性があるかを評価するため、審査項目に「事業内容の発展性」を追加する。

- 申請様式の変更
 - ① 申請書の様式第8号「事業成果報告書」の様式変更(別紙1)
「自己評価」の欄を追加し、過年度に補助金を交付した団体は申請書の添付書類とする。
 - ② 申請書の様式第4号「団体に関する調書」の様式変更(別紙2)
現在「主な活動内容」となっている欄を「活動実績」欄に変更し、団体としての過去の活動実績(本補助事業以外も含む)を記載する。
 - ③ 申請書の様式第2号「事業計画書」の注釈追加(別紙3)
補助事業の効果を具体的に示すため、「補助事業の効果」の注釈に「数値など具体的に記載すること」を追加する。
-
- 補助金を自団体内で還流し利益を図ることを防止するため、補助対象とならない経費として下記の2項目を募集要項に追記する。
 - ① 自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料
 - ② 自団体の役職員・構成員への謝礼